京都府鴨川条例(仮称)検討委員会設置要領

(設置)

第1条 鴨川の良好な環境・景観の確保、適正な利用及び住民参加活動の一層の推進を 図ることにより、鴨川を守り、育み、次代に引き継いでいくことを目的とする条例を 検討するため、京都府鴨川条例(仮称)検討委員会(以下「検討委員会」という。) を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 検討委員会は、本条例の検討に当たり、次の各号に掲げる事項を検討する。
 - (1) 鴨川の歴史的・文化的価値に関する理念
 - (2) 鴨川流域における景観・環境の保全に関する事項
 - (3) 鴨川の適正利用に関する事項
 - (4) 府民協働の推進に関する事項
 - (5) その他必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる歴史、景観、環境、法律等に関して専門的知識を 有する者(以下「委員」という。)をもって構成する。

(座長)

- 第4条 検討委員会に座長を置く。
- 2 座長は、委員の互選により選出する。
- 3 座長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

- 第5条 検討委員会の会議は、京都府土木建築部長が招集する。
- 2 検討委員会は、座長が議長となる。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に検討委員会への出席を求め、 意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 検討委員会に関する庶務は、京都府土木建築部治水総括室において処理する。

(細則)

第7条 この要領に定めるもののほか、検討委員会の運営その他に関し必要な事項は、 座長が検討委員会に諮って定める。

附則

この要領は、平成18年5月29日から施行する。

(別表)

氏 名	現職	備	考
石田 隆一	京都商工会議所 都市美化・環境対策特別委員会 委員長		
川﨑雅史	京都大学大学院 工学研究科 助教授		
金田 章裕	京都大学大学院 文学研究科 教授		
芝池 義一	京都大学大学院 法学研究科 教授		
関根 英爾	京都新聞社 論説委員		
田中真澄	岩屋山 志明院 住職		
戸田 圭一	京都大学防災研究所 教授		
新川 達郎	同志社大学大学院 総合政策科学研究科長		
槇村 久子	京都女子大学大学院 現代社会研究科 教授		

(敬称略、五十音順)